

○地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十二条の二の二から第十二条の二の五までを削り、附則第十二条の二を附則第十二条の二とし、同条の次に次のように加える。</p> <p>第十二条の二の三から第十二条の二の五まで 削除</p> <p>附則第十二条の次に次の一条を加える。</p> <p>〔加熱式たばこに係る道府県たばこ税の課税標準の特例〕</p> <p>第十二条の二 令和八年四月一日以後に第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第七十四条の四第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第七十四条第二項</p>

第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 | 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第七十四条の三の二の規

附則第十二条の二の七の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第十二条の二の七の二 「略」

附則第十二条の二の八及び第十二条の二の九を次のように改める。

第十二条の二の八及び第十二条の二の九 削除

〔削る〕

定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の二の七の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第十二条の二の七の二 「同上」

〔新設〕

附則第三十条の二の次に次の一条を加える。

(加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例)

第三十条の三 令和八年四月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第四百六十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四百六十六条の二の規定により製造たばことみな

されるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第四百六十七条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第四百六十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの

重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2| 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十四条の二第一項中「第十一条の七第三項」を「第十条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条第六項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第八項の表中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四

附則第四十四条の二第一項中「第十一条の七第三項」を「第十条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条第六項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第八項の表中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四

項」に改める。

附則第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第二十三条第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条、第四十五条の第二項、第四十五条の三の二第一項第三号、第四十五条の三の三第一項、第七十二条の五十第二項並びに第二百九十二条第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百十四条の二、第三百十七条の二第一項、第三百十七条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項の改正規定並びに同法附則第四条第七項第一号及び第十三項第一号、第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三条の二第三

項」に改める。

〔新設〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第二十三条第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条、第四十五条の第二項、第四十五条の三の二第一項第三号、第四十五条の三の三第一項、第七十二条の五十第二項並びに第二百九十二条第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百十四条の二、第三百十七条の二第一項、第三百十七条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項の改正規定並びに同法附則第四条第七項第一号及び第十三項第一号、第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三条の二第三

項第一号及び第七項第一号、第三十三条の二の二第二項、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の四第三項、第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号並びに第四十四條の二の改正規定並びに次條第一項から第四項まで並びに附則第七條第一項から第四項まで、第十七條及び第十八條の規定 令和八年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号イの改正規定（「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。）、同号ロの改正規定（「、第四十二條の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）」を「及び第四十二條の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項）」に改める部分を除く。）、同法第五十三條第一項及び第七十二條の四十九の二の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号イの改正規定（「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）」を「第九

項第一号及び第七項第一号、第三十三條の二の二第二項、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の四第三項、第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号並びに第四十四條の二の改正規定並びに次條第一項から第四項まで並びに附則第八條第一項から第四項まで、第十九條及び第二十條の規定 令和八年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号イの改正規定（「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。）、同号ロの改正規定（「、第四十二條の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）」を「及び第四十二條の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項）」に改める部分を除く。）、同法第五十三條第一項及び第七十二條の四十九の二の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号イの改正規定（「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）」を「第九

項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。)、同  
号口の改正規定(「、第四十二条の十二の六(第一項、第三項、  
第四項及び第七項を除く。))及び第四十二条の十二の七(第一項  
から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項」  
を「及び第四十二条の十二の六(第一項、第九項から第十一項  
まで及び第十九項」に改める部分を除く。))並びに同法第三百二  
十一条の八第一項の改正規定並びに同法附則第八条の二の二第  
一項及び第四項の改正規定(「第四百五条の五」を「第四百十  
五条の十三」に改める部分に限る。))並びに附則第三条第二項の  
規定 令和八年四月一日

三 第一条中地方税法第七百四十七条の二第一項、第七百四十七  
条の四の前の見出し、同条及び第七百四十七条の五の改正規定、  
同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十七条の  
十三及び第七百六十二条第二号ロ(2)の改正規定並びに附則第十  
二条の規定 令和九年四月一日

四 第一条中地方税法第四百四十四条の三第五項、第四百四十四条の

項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。)、同  
号口の改正規定(「、第四十二条の十二の六(第一項、第三項、  
第四項及び第七項を除く。))及び第四十二条の十二の七(第一項  
から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項」  
を「及び第四十二条の十二の六(第一項、第九項から第十一項  
まで及び第十九項」に改める部分を除く。))並びに同法第三百二  
十一条の八第一項の改正規定並びに同法附則第八条の二の二第  
一項及び第四項の改正規定(「第四百五条の五」を「第四百十  
五条の十三」に改める部分に限る。))、同法附則第十二条の二の  
二から第十二条の二の五までを削り、同法附則第十二条の二を  
同法附則第十二条の二とし、同条の次に次のように加える  
改正規定、同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定並び  
に同法附則第三十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附  
則第三条第二項、第五条及び第十一条の規定 令和八年四月一  
日

三 第一条中地方税法第七百四十七条の二第一項、第七百四十七  
条の四の前の見出し、同条及び第七百四十七条の五の改正規定、  
同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十七条の  
十三及び第七百六十二条第二号ロ(2)の改正規定並びに附則第十  
四条の規定 令和九年四月一日

四 第一条中地方税法第四百四十四条の三第五項、第四百四十四条の



六の二、第四百四十四条の三十二第九項、第四百四十八条第三項及び第四百四十五条第三項の改正規定並びに同法附則第十二条の二の七第一項第二号及び第七項の改正規定並びに附則第五条第二項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第九条第一項及び第二項の規定 公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中地方税法附則第十五条第二十一項及び第二十九項の改正規定並びに附則第八条第四項の規定 港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法附則第十五条第二項の改正規定及び附則第八条第二項の規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日

七 第一条中地方税法第二十四条第五項、第七十二条の五第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第四号の改正規定 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三条の二の三第三項の改正規定 公

六の二、第四百四十四条の三十二第九項、第四百四十八条第三項及び第四百四十五条第三項の改正規定並びに同法附則第十二条の二の七第一項第二号及び第七項の改正規定並びに附則第六条第二項から第四項まで、第七条第一項及び第二項並びに第十条第一項及び第二項の規定 公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中地方税法附則第十五条第二十一項及び第二十九項の改正規定並びに附則第九条第四項の規定 港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法附則第十五条第二項の改正規定及び附則第九条第二項の規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日

七 第一条中地方税法第二十四条第五項、第七十二条の五第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第四号の改正規定 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三条の二の三第三項の改正規定 公

益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項、第三十四条並びに第四十五条の二第一項並びに附則第四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四条の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の三第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条第四項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第三十五条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項、第三十四条並びに第四十五条の二第一項並びに附則第四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四条の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の三第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条第四項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第三十五条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第七条において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新法第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出する新法第四十五条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧法第四十五条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び附則第七条第四項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この条及び附則第七条において「所得税法等改正法」という。）附則第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされる所

3 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第八条において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新法第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出する新法第四十五条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧法第四十五条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び附則第八条第四項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この条及び附則第八条において「所得税法等改正法」という。）附則第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされる所

得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第七条において「旧租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。）及び附則第八条第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項に規定する情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。）及び附則第八条第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第八条において「旧租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。）及び附則第八条第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項に規定する情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。）及び附則第八条第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第五条 次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定

〔削る〕

の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新法附則第十二条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等が行われた加熱式たばこに係る同法第七十四条の四第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新法附則第十二条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 地方税法第七十四条の四第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新法附則第十二条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新法附則第十二条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

第六条 第十條 「同上」

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十一條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げ

第五條 第九條 「略」

「削る」

る規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新法附則第三十条の三第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同法第四百六十七条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新法附則第三十条の三の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 地方税法第四百六十七条第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新法附則第三十条の三第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新法附則第三十条の三の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 令和八年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百六を乗じて得た割合」とする。

4 令和九年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、

第十条～第十八条 〔略〕

〔運輸事業の振興の助成に関する法律の一部改正〕

第十九条 運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律

第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「現下の」に、「に与える影響」を「めぐる状況」に改める。

〔軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う措置〕

第二十条 政府は、軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

「割合に百分の百人を乗じて得た割合」とする。

5 令和十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。

第十二条～第二十条 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕